

給与勧告・報告の骨子（平成 24 年）

滋賀県人事委員会

本年の給与勧告・報告のポイント

平均年間給与を 6 千円（0.09%）引上げ （平均年間給与の引上げは 4 年ぶり）

月例給については、公民較差(0.10%、400 円)を解消するため、地域手当を 0.1%引上げ
期末・勤勉手当(現行 3.95 月)は、民間の支給割合(3.94 月)とおおむね均衡し、改定なし
50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するため、昇給・昇格制度を改正
自宅に係る住居手当を廃止

1 公民較差

(1) 公民較差

0.10% 400 円〔2.48% 9,604 円〕（参考）人事院勧告 官民較差 0.07% 273 円

注1〔 〕内は、平成 23 年度から平成 24 年度までにおける職員の給与の特例に関する条例（以下「特例条例」という。）による給与の減額措置後の額（率）である。

2 特例条例による減額措置前の公民較差を基礎として勧告を行っている。

(2) 改定

0.09% 369 円（内訳：地域手当 369 円）

（参考）

	平均給与月額			平均年間給与		
	改定前 (A)	改定後 (B)	差 (B)-(A)	改定前 (C)	改定後 (D)	差 (D)-(C)
減額措置前	396,473 円	396,842 円	369 円	6,406,000 円	6,412,000 円	6,000 円
減額措置後	387,269 円	387,630 円	361 円	6,266,000 円	6,272,000 円	6,000 円

（行政職、平均年齢 43.7 歳(昨年比 0.2 歳)）

2 改定等の内容

(1) 月例給

- 地域手当を 0.1%引上げ

県内：6.0% 6.1% 東京都特別区：17.0% 17.1%

(2) 昇給・昇格制度の改正

- 昇給制度については、55 歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給停止
- 昇格制度については、高位の号給から昇格した場合の給料月額を増加額を縮減

(3) 自宅に係る住居手当の廃止

自宅に係る住居手当(月額 2,000 円)および単身赴任者の自宅に係る住居手当(月額 1,000 円)を廃止

(4) 実施時期等

(1)については平成 24 年 4 月 1 日、(2)については平成 25 年 1 月 1 日、(3)については平成 25 年 4 月 1 日

3 その他

(1) 人事評価制度の確立

職員の士気の高揚や組織の活性化を図るため、新たな人事評価制度の早期確立に向けた取組を進めることが必要

(2) 時間外勤務の縮減

効率的な業務遂行と適正な勤務時間管理の意識を徹底し、全庁一丸となって取組を進めることが必要

(3) メンタルヘルス対策の充実

引き続き総合的かつ体系的なメンタルヘルス対策の充実に努めることが必要

(4) 男女共同参画・仕事と生活の調和の推進

- ・ 引き続き女性職員の登用や職域の拡大に努めることが必要
- ・ 引き続き男性職員の育児休業取得の促進に努めることが必要
- ・ 引き続き仕事と生活の調和の推進に努めることが必要

(5) 高齢期の雇用問題

雇用と年金の接続の問題については全国共通の課題であり、国の動向に留意しながら、適切に準備を進めていくことが必要